

議 事 録

議 長 ただいまから、令和 7 年 8 月定例農業委員会を開会させていただきます。

 まず、はじめに、携帯電話につきまして、会議中電源をお切りになるかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

 なお、この会議は農業委員会等に関する法律第 32 条に「総会は公開する」旨が規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものいたします。

事務局 傍聴者はありません。

 なお本日の委員会は、農業委員定数 14 名中 12 名の委員が出席とのことで、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、本日の議事は成立していることをご報告申し上げます。

 また、推進委員は 6 名の委員中 5 名が出席されておりますので、併せてご報告申し上げます。

議 長 本日、ご審議をしていただく案件は 3 件となっております。

 署名委員は、小坂委員と中野委員です。

 最後まで、よろしくお願い申し上げます。

 それでは議案第 24 号を議題とします。まず、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について

【朗読及び説明】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

 7 月 30 日に●●ご夫妻と私で現地立会をしました。譲渡人の●●●●氏と譲受人の●●●氏は親戚筋にあたり、●●氏が 2013 年に家を新築された当時から当該農地の管理を任せられ、ミカンなどを植えて栽培されていきました。

 今回の申請地は隣接の●●●町●●●●番 1 及び 2 から分筆されて譲渡されるものです。当該地は●●氏の自宅のすぐ隣りで●●氏以外に管理する者はいないため、昔から口約束で任さっていたようです。譲渡人の●●氏は高齢で農地の維持管理が難しく、譲受人の●●氏は父親と一緒に熱心に耕作を続けているため、何ら問題ないものと思われれます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「許可」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「許可」とすることと決しました。それでは、次に議案第 25 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画の案の作成について

【朗読及び説明】

議 長 それでは、自然資本活用課から説明をお願いします。

自然資本活用課 本件につきましては、●●地区で実施予定の農地中間管理機構関連農地整備事業の対象農地において農地中間管理権を設定するものでございます。

今回の設定は貸し手と大阪府みどり公社間に係るものであり、担い手に係るものではありませんので、自然資本活用課から議案説明をさせていただきます。地区概要を説明資料 1 によりご説明させていただきます。

本地区は●●●●駅北西に位置しており、白囲いされた約●.●ha のまとまりをもつ農地となっております。

水路の老朽化や不整形な棚田であること等、営農条件が悪く、基盤整備が不十分なことに加え、後継者の不在で耕作放棄地が増えつつあります。これらの状況を踏まえ、本地区では、ほ場整備により大区画化した優良農地を確保し、新たな担い手を誘致することを将来像のプランとして策定しております。その実現のため、令和 8 年度から令和 13 年度にかけて本事業に取り組む予定でございます。

本事業は農地中間管理機構が借り入れているまとまりのある農地において農業者の申請、同意及び費用負担によらず、都道府県が実施できる土地改良事業となります。資料左下にありますとおり、農

地中間管理機構である大阪府みどり公社に土地所有者が農地を貸し付け、貸付期間中に大阪府がほ場整備を行い、整備後完了後に農地を新たな担い手に貸し付け、営農することとなります。今回ご審議いただきますのは、赤囲いしております大阪府みどり公社への貸付に係る農用地利用集積等促進計画となります。

なお、本地区における担い手は令和6年度に公募により候補者が決定されておりますが、点線で囲っている担い手への貸付に係る計画につきましては、農地整備後に改めて作成する予定でございます。

農用地利用集積等促進計画の一例が説明資料2となります。

1 枚目が所有者、対象地番等毎の個別事項が記載されておまして、
2 枚目以降が本地区における共通事項、農地位置等を記載しています。

これらを計画一式として、先にお示ししております別紙一覧記載分について作成されています。なお、本計画の作成にあたっては、いずれも調査書にあります、判断基準に該当することを確認しております。

以上、本件諮問の趣旨をご理解のうえ、ご意見をたまわりますようよろしくお願い致します。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

委 員 農地の貸し手と借り手の方を大阪府みどり公社が仲介するということですが、どれぐらいの期間の貸借契約を設定しているのでしょうか。

自然資本活用課 今回の案件について、貸し手の側は事業要件として15年間以上貸し付けることとされております。一方、借り手の側は農地の整備がすんでから借りることになるので、仮に農地の整備に5年を要することになれば、残りの10年間で貸借の期間となります。

委 員 農業委員会としては農地の貸し借りの際に審査などの役割を担うことになるのでしょうか。

自然資本活用課 今回は貸し手の要件を審査していただいておりますが、農地が整備された際には借り手が担い手の要件を満たしているかどうかなどを審査していただくことになります。

委 員 ほ場整備は市と大阪府で担当するのか。

自然資本活用課 ほ場整備の事業主体は大阪府ですが、協議会の開催やこれに係る地元調整等は市が担うことになります。

また、今回の事業は耕作放棄地の再活用と稼げる農業を目的としており、ほ場の約半分が収益性の高い畑作地となる予定です。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「承認」としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「承認」することと決しました。それでは、次に議案第２６号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第２６号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

【朗読及び説明】

議 長 続いて、地元委員からの説明を求めます。

地元委員 【場所説明】

本件は●●●●氏が令和●●年●●月にお亡くなりになり、息子の●●●●氏が農地を相続されたことによるものです。●●宅のすぐ下の農地は主に野菜を植え付けされており、上の方の右側の農地が果樹、左側が水稻を栽培されています。更には川沿いの細長い農地のうち上の三角地は主に野菜、その下の細長い部分は何も作れない状態となっております。

●●●●氏は●●の●●地区でＮＰＯ法人を組織され水稻を栽培されていましたが、そのＮＰＯ法人も解散することになり、今後は●●●地区で営農協議会を組織され、来年度から耕作放棄地の解消に向けて営農活動が続けていくとのことでした。農地の相続後も熱心に活動されているので、間違いないものと思われます。

議 長 皆さんからのご質問、ご意見を求めます。

(なしの声あり)

議 長 ご意見がないようでしたら、本案件については「適格者として証明する」としてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案件については、「適格者として証明する」とことと決しました。以上、審議案件は全て終了しました。以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

河内長野市農業委員会に関する規程第18 月条第3 項の規定によりここに署名する。

議 長	垣 内 俊 夫	
署名委員	小 坂 充 弘	
署名委員	中 野 毅	

協 議 会

協議事項

- 1 次回の9月定例農業委員会について
開催日 令和7年9月8日（月）午後1時30分から
場 所 行政委員会室 （駐車場は、臨時A駐車場）
- 2 大阪農業時報の配布について
- 3 活動記録カードについて（8月分）
- 4 生産緑地の斡旋協力について
- 5 その他

令和 7 年 8 月定例農業委員会出欠状況

【農業委員 14 名・推進委員 6 名】

番号	氏 名	委 員 ・ 役 職 名	出欠状況	備 考
1	峯芝 謙次	農業委員・副会長	欠席	副議長
2	新谷 義明	推進委員	出席	
3	増田 勝紀	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
4	東 昇	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
5	小西 康之	推進委員	欠席	
6	西浦 教之	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
7	中野 太一	推進委員	出席	
8	垣内 俊夫	農業委員・会長	出席	議長
9	北谷 清一	農業委員	出席	
10	川岸 晃	推進委員	出席	
11	大谷 弘行	農業委員	出席	
12	中辻 正敬	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
13	峰 宏司	推進委員	出席	
14	宗野 敏雄	農業委員・幹事・企画編集委員	欠席	
15	松浦 孝次	農業委員	出席	
16	池西 一郎	推進委員	出席	
17	小澤 勝	農業委員・幹事・企画編集委員	出席	
18	小坂 充弘	農業委員	出席	議事録署名人
19	中野 毅	農業委員	出席	議事録署名人
20	比嘉 一美	農業委員	出席	